

標津町下水道(浄化槽)事業経営戦略

団	体	名	:	標津町
事	業	名	:	特定地域生活排水処理事業
策	定	日	:	令和 3 年 2 月
計	画	期 間	:	令和 2 年度 ～ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成24年度	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用 ※令和5年4月1日適用予定
処理区域内人口密度	—	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1処理区(下水道処理区域以外)		
処 理 場 数	185基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成24年度より、下水道処理区域以外の地域においては、特定地域生活排水処理事業にて浄化槽設置を推進している。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 8㎡まで1,200円 超過使用料 8㎡を超えるもの:1㎡につき171円 上記により算出した額に100分の110(消費税10%)を乗じる。						
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	同 上						
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	(公衆浴場) 基本使用料 100㎡まで10,000円 超過使用料 100㎡を超えるもの:1㎡につき13円 上記により算出した額に100分の110(消費税10%)を乗じる。						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,512	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	4,050	円
	平成30年度	3,512	円		平成30年度	4,022	円
	令和元年度	3,577	円		令和元年度	4,043	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	建設水道課内に、課長を含め正職員6人で、簡水事業、下水道事業、浄化槽事業を担当している。 職員給与費については、簡易水道特別会計で2.5人、下水道特別会計で3人、浄化槽費で0.5人分計上している。
事 業 運 営 組 織	上記職員は、役場建設水道課内に常駐し、浄化槽のほか、簡水業務、下水道業務も兼務している。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	4か月に1回の保守点検、ダイヤフラム交換汲取り清掃は、地元業者3社に委託している。
	イ 指定管理者制度	職員が直接維持管理に携わっている状態ではないので、指定管理者制度の必要性を感じられない。
	ウ PPP・PFI	職員が直接維持管理に携わっている状態ではないので、PPP/PFIの必要性を感じられない。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

令和元年度決算に基づき、令和2年度作成し、公表している。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

循環型社会形成推進地域計画により、平成24年度から令和3年度までの10年間での設置計画のため、現在も増え続けている。ほとんどの設置場所は市街地から離れた郡部であるため、ある程度の年数は住み続けることを予測して設置を決定している。このため、令和4年度以降は、下水道処理区よりも緩やかな微減にとどまると予想される。

(2) 有収水量の予測

処理区域人口と同じように毎年設置基数が増えていくため、現在は増え続けているが、令和4年度以降は緩やかに微減するものと思われる。

(3) 使用料収入の見通し

有収水量と同じように令和4年度以降は緩やかに微減するものと思われるが、これから下水道使用料の料金改定の検討に入るため、下水道使用料が上がれば、それに伴い、浄化槽使用料も増加する。

(4) 施設の見通し

定期的な点検及び部品交換を行っているので、取替などの大規模な修繕にはつながらないと思われ、償却資産としての耐用年数の15年は優に超えての使用が可能と思われる。

(5) 組織の見通し

現在、浄化槽を担当している土木系技師が、令和3年度には定年退職を迎えるため、特に土木系技師の補充は喫緊の課題である。

3. 経営の基本方針

下水道利用者と同様の生活環境の保持及び公共用水域の水質保全のため、浄化槽設置を進めており、当初の下水道事業計画で処理区域としていたが、見直しにより処理区域以外となった地区及びそれ以外の処理区域外地区を対象にしているため、使用料は下水道使用料と同額とし、会計も下水道特別会計の中で執行している。

下水道使用料で下水道の維持管理費を賄うということで料金改定を行った経緯があるため、将来、下水道の料金改定を行う場合は、浄化槽使用料も改定(下水道使用料と同額)する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	循環型社会形成推進地域計画により、平成24年度から令和3年度までの10年間での設置計画であるため、令和4年度以降の建設改良費は見込んでいない。

令和3年度までは建設改良費にて設置工事費及び人件費を計上しているが、令和4年度以降は収益的支出に計上している。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	今後の人口減少を想定し、浄化槽使用料は微減とした。 元利償還金には全額一般会計繰入金を充当。 建設改良費に関しては国庫補助金、企業債及び受益者分担金を充て、起債対象外の部分については一般会計繰入金を充当。 最終的な財源不足についても一般会計より繰入する。

維持管理費については浄化槽使用料にて賄いきれないため、財源不足については一般会計より繰入する。
企業債については、はじめから全額、下水道事業債のみの申請ではなく、極力半額は過疎対策事業債を申請予定。
建設改良費については、基準額以上は補助対象にならず、さらに工事費の10%は自治体負担となるため、受益者分担金で不足する部分も一般会計繰入金を充当。
受益者分担金は、設置の翌年度から5年分割とすることができるため、令和8年度までの収入を見込んでいる。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

令和4年度以降は建設改良費が発生しなくなるため、人件費を維持管理費に移行する。
また、現在建設改良費で計上している技師については令和3年度をもって定年退職となることから、令和4年度以降の維持管理費での人件費は、当該職員が再任用することを仮定として計上した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	当初の下水道事業計画では、標津市街地から南へ数キロ内に点在している集落も含めていたが、実情に合わせた効率的かつ適正な事業運営のため、全体計画の見直しを行い、処理区以外のところは浄化槽の設置を進めている。
投資の平準化に関する事項	循環型社会形成推進地域計画の、平成29年度から令和3年度までの5年間分は、毎年12基の設置計画を立てており、おおむねそれに沿って執行されている。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在のところ活用予定はない。
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道使用料の料金改定がされれば、浄化槽使用料もそれに追随する。
資産活用による収入増加 の取組について	特になし
その他の取組	特になし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	導入予定なし。
職員給与費に関する事項	現在、0.5人分を計上しているが、建設改良が終了する令和4年度以降については、業務量の精査をし、業務比率に基づいた支給割合で計上することになる。
動力費に関する事項	無し
薬品費に関する事項	無し
修繕費に関する事項	令和4年度以降設置基数の増加はないため、単価の高騰がない限り、部品交換等はおおむね同額で推移するものと思われる。
委託費に関する事項	令和4年度以降設置基数の増加はないため、おおむね同額で推移するものと思われる。
その他の取組	特になし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度収支計画等の更新を行い、経営比較分析表の更新をする
-------------------------	------------------------------

経営比較分析表（令和元年度決算）

北海道 標津町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	9. 81	100. 00	3, 577

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
5, 243	624. 69	8. 39
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
509	621. 93	0. 82

■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率について
単年度収支は黒字になってはいるが、財源のほとんどは一般会計繰入金で賄われている。

④企業債残高対事業規模比率について
決算統計の報告に誤りがあったため、当該値が発生したが、本来は「0. 00」である。

⑤経費回収率について
下水道より維持管理費がかかるが、「下水道使用料」と同額でのサービス提供としているため、経費回収率は55%で持続する見込み。

⑥汚水処理原価について
今後の人口減少により、汚水処理原価の上昇は確実と思われる。

⑦施設利用率について
浄化槽の人槽算定は居住人数が根拠とならないことから、施設利用率は低めになってしまう。

⑧水洗化率について
H27年度より「処理区域内人口」のとらえ方を「設置した敷地」から「下水道処理区以外」と誤ったため、水洗化率が下がった。

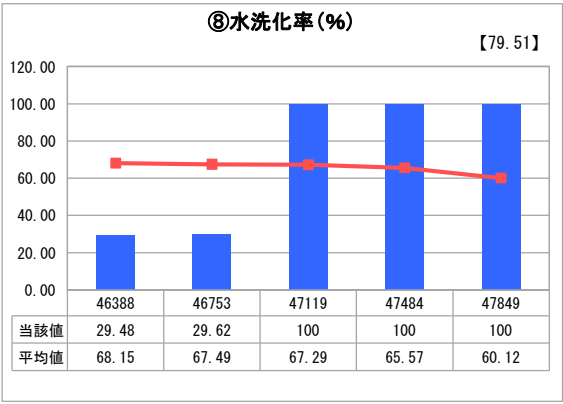
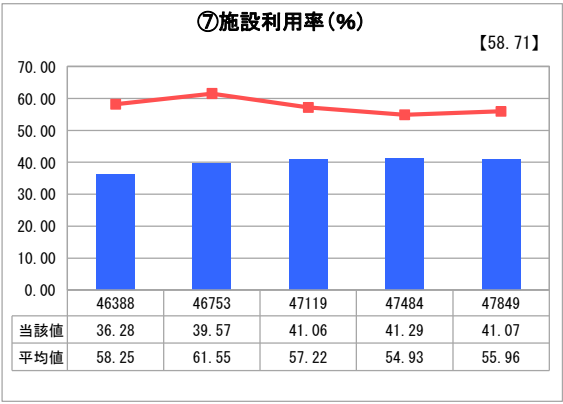
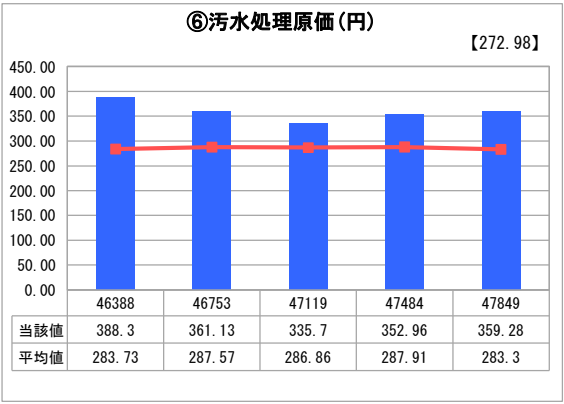
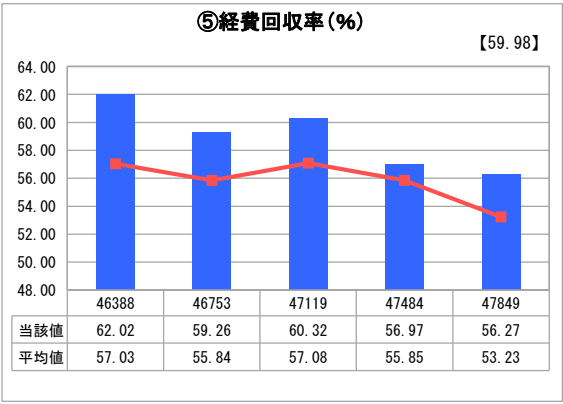
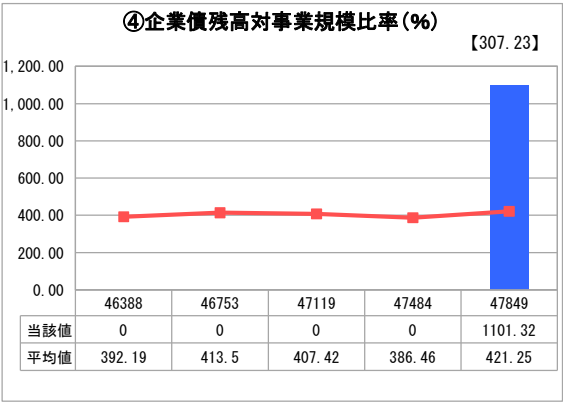
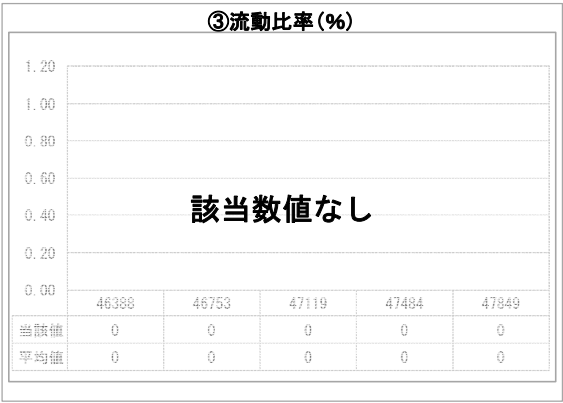
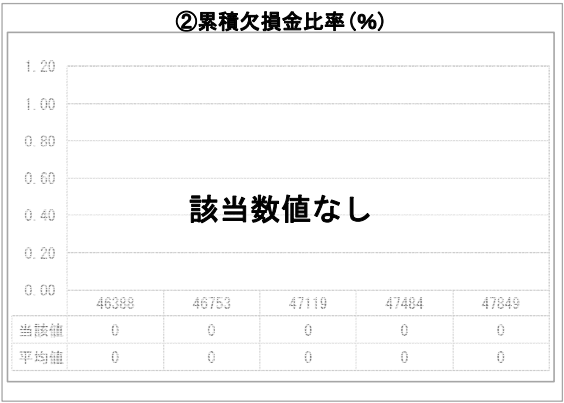
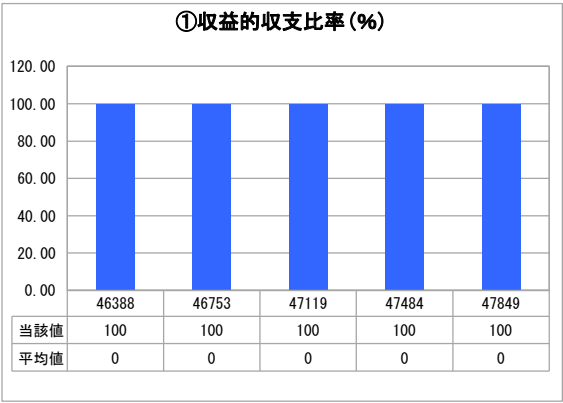
2. 老朽化の状況について

H24年度からの事業開始であるため、老朽化の状況は出てこないが、定期的な点検、修繕により設備の延命化を図っていく。

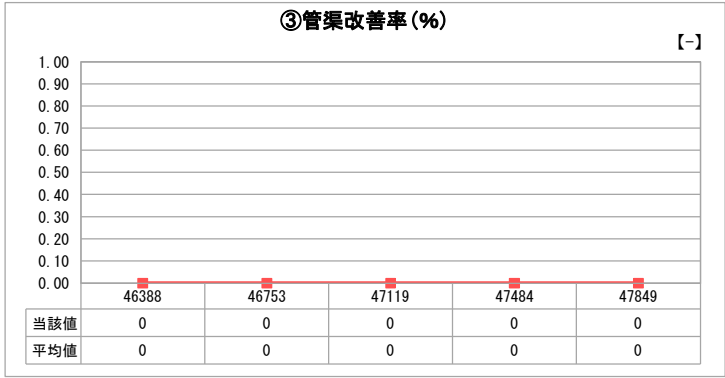
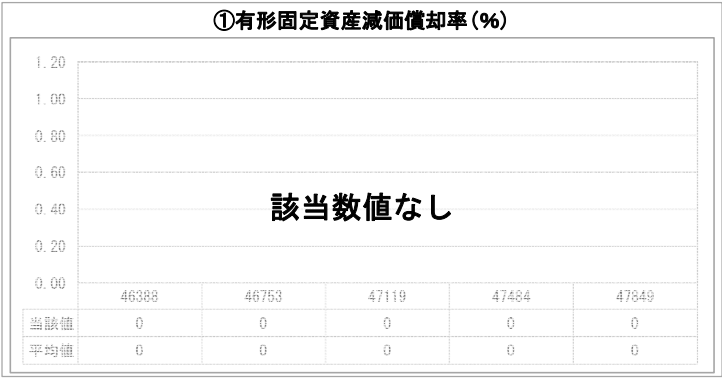
全体総括

下水道より維持管理費がかさむが、下水道と同額の使用料と一般会計繰入金で運営している。R6年度に起債償還額のピークを迎えるため、一般会計の繰入金は増加の一途をたどるが、その後減少に転じ、下水道料金の改定があればさらに減少するものと思われる。

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	16,522	18,627	24,641	25,372	28,640	29,854	30,179	28,979	29,681	30,280	32,095	29,494
		(1) 営 業 収 益 (B)	7,966	8,470	10,040	7,944	8,923	9,103	8,863	8,683	8,683	8,683	11,023	8,923
		ア 料 金 収 入	7,966	8,470	7,908	7,736	8,683	8,683	8,683	8,683	8,683	8,683	8,683	8,683
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)			2,132	208	240	420	180				2,340	240
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	8,556	10,157	14,601	17,428	19,717	20,751	21,316	20,296	20,998	21,597	21,072	20,571
		ア 他 会 計 繰 入 金	8,546	10,149	14,596	17,425	19,717	20,751	21,316	20,296	20,998	21,597	21,072	20,571
		イ そ の 他	10	8	5	3								
	収益的支出	2 総 費 用 (D)	14,600	15,670	20,737	20,706	24,444	24,595	24,325	24,115	24,088	24,049	26,344	24,198
		(1) 営 業 費 用	13,982	15,052	19,868	19,438	22,997	23,177	22,937	22,757	22,757	22,757	25,097	22,997
		ア 職 員 給 与 費					2,757	2,757	2,757	2,757	2,757	2,757	2,757	2,757
		うち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	13,982	15,052	19,868	19,438	20,240	20,420	20,180	20,000	20,000	20,000	22,340	20,240
		(2) 営 業 外 費 用	618	618	869	1,268	1,447	1,418	1,388	1,358	1,331	1,292	1,247	1,201
		ア 支 払 利 息	595	599	594	783	1,172	1,143	1,113	1,083	1,056	1,017	972	926
		うち 一 時 借 入 金 利 息												
		イ そ の 他	23	19	275	485	275	275	275	275	275	275	275	275
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		1,922	2,957	3,904	4,666	4,196	5,259	5,854	4,864	5,593	6,231	5,751	5,296
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	22,973	21,126	18,393	23,235	1,301	1,045	757	516	258			
		(1) 地 方 債	11,400	10,400	8,500	11,900								
		うち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	5,415	4,770	6,365	6,671								
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	4,681	4,335	3,072	4,232								
		(6) 工 事 負 担 金	1,477	1,621	456	432	1,301	1,045	757	516	258			
		(7) そ の 他												
	資本的支出	2 資 本 的 支 出 (G)	25,059	24,157	22,297	27,901	5,497	6,304	6,611	5,380	5,851	6,231	5,751	5,296
		(1) 建 設 改 良 費	23,137	21,200	18,393	23,235								
		うち 職 員 給 与 費	4,195	4,388	4,335	4,720								
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,922	2,957	3,904	4,666	5,497	6,304	6,611	5,380	5,851	6,231	5,751	5,296
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 2,086	△ 3,031	△ 3,904	△ 4,666	△ 4,196	△ 5,259	△ 5,854	△ 4,864	△ 5,593	△ 6,231	△ 5,751	△ 5,296

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分													
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		△ 164	△ 74										
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)		238	74										
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		74											
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)		74											
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)												
	赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		100	100	100	100	96	97	98	98	99	100	100	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		7,966	8,470	7,908	7,736	8,683	8,683	8,683	8,683	8,683	8,683	8,683	8,683
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)		85,839	93,282	97,879	105,113	99,616	93,312	86,701	81,321	75,653	69,584	64,000	58,875

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		8,546	10,149	14,595	17,425	19,717	20,751	21,316	20,296	20,998	21,597	21,072	20,571
	う ち 基 準 内 繰 入 金	2,517	3,556	4,497	5,449	6,669	7,447	7,724	6,464	6,907	7,248	6,723	6,222
	う ち 基 準 外 繰 入 金	6,029	6,593	10,098	11,976	13,048	13,304	13,592	13,832	14,091	14,349	14,349	14,349
資 本 的 収 支 分		5,415	4,770	6,365	6,671								
	う ち 基 準 内 繰 入 金												
	う ち 基 準 外 繰 入 金	5,415	4,770	6,365	6,671								
合 計		13,961	14,919	20,960	24,096	19,717	20,751	21,316	20,296	20,998	21,597	21,072	20,571